

特集 吸引・胃ろう等をどう行なうか

これからの

医療的ケア

【実践編】

前号に引き続き、介護職員等による喀痰吸引等の「医療的ケア」について、今回は【実践編】です。

介護職員等が喀痰吸引や経管栄養を行なうには、「認定特定行為業務従事者認定証」を都道府県から得る必要があります。

そのためには、必要に応じて「特定の者」「不特定多数の者」いずれかの「喀痰吸引等研修」を受講し、規定の講義と演習、実地研修を修了しなければなりません。

この研修の方法は、各都道府県に委ねられており、その取り組み方はさまざま。

多職種連携による「医療的ケア」の芽が、今まさに育まれているところです。

そこで本特集では、各地で始まっている取り組みの一部をご紹介します。

研修における「指導看護師」など、訪問看護師の役割の実際とポイントばかりでなく、これからの医療的ケアの現場の課題も、その解決へのヒントも透けてみえてくる内容です。